

論文

## 社会的養護における家族再統合とはなにか

大澤 朋子

### What is Family Reunification in Social Care Service?

Tomoko Osawa

本稿では児童虐待相談件数急増とそれに伴う施設型社会的養護への措置児童増加を背景に、児童家庭福祉の分野で支援のゴールとされる「家族再統合」がどのように理解されているかを検討した。虐待親支援を行う児童相談所や、アセスメント指標・ペアレンティングトレーニング等の開発を行う研究者が狭義に「家庭復帰」と見なす傾向があったのに対し、社会的養護の現場では親子にとっての最適な物理的・心理的距離の達成という比較的広義に理解している。親子関係の修復の困難性をよく理解している社会的養護の現場でなお「家族再統合」を目指すのは、現代社会が家族に対する強い期待を抱いているからだと考えられた。

キーワード：家族再統合、社会的養護、家族

#### 1. はじめに

##### (1) 問題の背景

1990年代以降、児童虐待の急増が言われている。幼い子どもが暴行や遺棄によって死亡する事件が繰り返し起り、報道され、社会の関心を集めてきた。親が我が子に暴力を振るうという現象は驚きを持って受け止められ、子どもへの同情や虐待親への非難を導いたが、実はわが国で児童虐待が社会問題化されたのはこれが初めてではない。それと同時に、問題とされる現象の範囲や社会問題化の文脈も、時代によって異なってきた。

たとえばわが国で比較的初期に児童虐待が注目されたのは、第二次世界大戦より以前のことである。この昭和初期に問題とされたのは、過酷な児童労働と児童の搾取、軽業や見世物に児童を使用することであり、1933年にはわが国で初めての児童虐待防止法が成立している。同法が対象としたのは14歳未満の監護者から虐待された児童で、

虐待者の処罰よりも被虐待児童の保護を目的としていた<sup>1)</sup>。

また1970年代に入ると、「コインロッカーベイビー」<sup>2)</sup>に代表される嬰兒殺、乳児遺棄事件が複数発生し、社会の強い関心を集めた。これらの事件は、従来の「子捨て」が子どもの生存を期待して見つかりやすい場所に子どもを放置したのに対し、コインロッカーという子どもの生存の可能性を考慮しない遺棄場所が選択された点で社会に衝撃を与えた。この時期は今日の児童虐待ではなく、「子捨て・子殺し」というカテゴリーで問題把握された。田間によれば、この「子捨て・子殺し」は子どもを自らの手で育てられない親の社会的・経済的な背景によるネグレクトとしてではなく、もっぱら「母性を失ったダメな母親」の非常識な行動として理解され、母親批判が展開された(田間2001)。この時点では1933年児童虐待防止法は1947年の児童福祉法制定と同時に廃止され、

存在していないが、これらの事件を契機に立法を伴う児童虐待対策が取られることはなかった。

一方近年の児童虐待への関心の高まりは、上記2度の社会問題化に次いで3度目の注目といえる。児童相談所が養護相談から児童虐待相談を独立させて統計を取り始めたのが1989年のことであったが、それ以降今日に至るまで一貫して虐待相談対応件数は増加を続けている<sup>3)</sup>。特に都市部を中心に児童相談所の一時保護所も乳児院・児童養護施設等の児童福祉施設も常時満員の状況が続いている。しかし相談事例の約9割は実は在宅指導にとどまり、親子分離に至る事例は比較的少数である。したがって、今日の児童相談所は子どもを虐待親から分離保護するのではなく、親元にとどませたまま安全を確保し、虐待的な親子関係を解消するという困難な業務を担うことになった。このように家族での生活を維持し、親子関係を改善するために、「家族再統合」という概念が導入されている。結果として、親子分離を伴う社会的養護への措置事例は、急増する虐待通告のなかでも最も危険度が高く、解決の困難な事例ということになる。近年、社会的養護の現場でも同じく「家族再統合」が支援のゴールとして設定されるようになった。そしてこのもっとも困難な子どもたちを受け入れている社会的養護の現場で、「家族再統合」支援を担うこととされたのが、2004年に導入された家庭支援専門相談員、通称ファミリーソーシャルワーカーである<sup>4)</sup>。

## (2) 本稿の目的

今日、児童家庭福祉政策の領域では、親子分離せず家族を維持できる状況で目指される「家族再統合」と、親子の深刻な分断を経験した後の「家族再統合」が同じ言葉で語られている<sup>5)</sup>。だが、前者は形態としては一度も親子分離を経験していないことから、「家族再統合」というより、「家族

維持」や「家族保全」などと呼ぶ方が適当であろう。畠山はこの点について、わが国の児童虐待施策の中に「家族維持 (family preservation)」の概念は未だ導入されておらず、ただ児童相談所や市町村が行う「在宅指導」「在宅支援」の総称に過ぎないと批判する(畠山2007)。同様に澁谷も、わが国の「在宅指導」が行政サービスの形態を指すのみで、「家族保全」を目的としたものではない点を指摘し、「家族保全」概念を導入して専門的価値を基盤としたサービスの開発を行う必要性を主張している(澁谷2002)。一方後者は、一度分離した親子が何らかの意味で再び家族となるという意味で、「家族再統合」が用いられることが適当であると考えられる。何らかの意味でというのは、「家族再統合」概念は狭義には家庭復帰を意味するが、他方で親子が個別に物理的・心理的に最適な距離を取ることを達成するプロセスとして極めて広義に用いられることも多いからである。

だが、家庭復帰と比べて、広義の「家族再統合」は親子の多様な実態を含む概念であり、結局のところ、ケースの数だけ「家族再統合」の形はあり得るとも考えられる。もちろんそれはその通りであろうが、しかし社会的養護の現場には、そのような多様性とは別の次元で、日々の業務から見えている「家族再統合」についての何らかのリアリティを持った認識があるのではあるまいか。分離に至る前の不調を起こした親子に対する援助が必要なことも、深刻な虐待を受けている児童を保護する必要があることも、一度は分離保護された子どもと親を、できることならもう一度ひとつの家族に再統合させたほうがよいことも、概ね我々の社会のコンセンサスを得ていると言えよう。その具体的な手法としてのアセスメントツールやペアレンティングトレーニングの開発が急務であることは言うまでもない。しかしその前提として、「家族再統合」とは何かということが、もっとり

アリティをもって理解される必要がある。そしてその際、もっとも困難なケースを扱う社会的養護の現場で、「家族再統合」をめぐって何が問題とされ、どのような「家族再統合」が目指されているのかということが明らかにされなければならないと考える。

そこで本稿では、先行研究において「家族再統合」という用語がどのような立場からどのような意味で用いられているのか整理し、社会的養護の現場が「家族再統合」を重視する意義を検討する。

## 2. 先行研究に見る「家族再統合」

### (1) 「家族再統合」は社会的養護に固有の概念か？

近年わが国の社会的養護分野で盛んに言及されるようになった「家族再統合」だが、この語の元になっている英語の「family reunification」あるいは「family reintegration」という用語は、諸外国において必ずしも社会的養護分野でのみ用いられているわけではない。たとえば「family reunification」をキーワードに論文を検索してみると、1950年代から1960年代にかけては、戦争被害による離散家族の再統合という文脈で言及されることが多い。1970年代に入ると、移民による離散家族の再統合という文脈で研究論文に登場し、現在でも移民や難民の離散家族の再会・再家族形成として頻繁に使用されている。家庭外でケアされている子どもの出生家庭への再統合という文脈で盛んに用いられるようになるのは、概ね1980年代以降のことである。また、「family reintegration」は高齢者および障害者が入所施設から地域生活、特に家族の元へ戻るといった文脈でも用いられてきた。ただし、今日わが国において「家族再統合」という場合には、ほぼ社会的養護の文脈で用いられている。

しかし社会的養護の文脈においても、家族を維

持できる軽微な事例から、親子分離を伴う深刻な事例まで、実際には目指されているゴールに差があるにもかかわらず、同じ「家族再統合」という用語が使われている。そのため、「家族再統合」は論者と使用する文脈によって異なった意味を持ち、必ずしも明確な定義があるとは言えない。そもそも親子が具体的にどのような状態になれば「家族再統合」されたと見なされるのか、またそれをどのように測定するのかということは、まだ研究が始まったばかりなのである。そのため、「家族再統合」とは何かということが実は曖昧なままである(菅野ほか2008)との指摘もある。とはいえ、そこには論者の数だけ多様な定義が存在するというほどの混乱は見られない。むしろ「家族再統合」を広義に捉える立場と、狭義に捉える立場とに大別できる。そこで、まず両者の「家族再統合」概念について概観してみよう。

### (2) 広義の「家族再統合」概念

現在、「家族再統合」をもっとも広義に定義したものは、Maluccioらの以下の定義であろう。

家族再統合は、自宅外措置を受けた子どもを、実の家族と再び関係づける、計画に基づいた援助過程であり、子供たち、彼等の家族、里親、またはその他のサービス提供者への様々なサービスと支援を用いて行われるものである。その目標は、それぞれの子どもとその家族が、その時点でもっとも適切なレベルを回復し、維持することである。それは完全に家庭復帰をすることから家族の絆を確認するための面会を続ける等、様々な形がある。(Maluccio et al 1993)<sup>6)</sup>

トムソンは論文のなかで、この定義を現在アメリカでもっとも広く取り入れられている定義であ

るとして採用している（トムソン 2005；2006）。この定義に従えば、「家族再統合」とは親子のある特定の状態を評価する概念ではなく、あるゴールを目指して行われる支援の過程を指す概念である。またそこで設定されるゴールも、決して親子の同居に限定されるものではなく、幅広いレベルで考えられている。「その時点でもっとも適切なレベルを回復し、維持すること」という表現からは、親子の最適な関係は時とともに変化するものであり、ある局面で判断された最適なレベルが、常にその親子にとって最適なレベルであるとは限らないと解釈できる。したがって、当該親子の最適なレベルがどのようなものであるかは、社会的養護に措置されている間も、措置解除された後も常に問われ続けなければならない、そこで設定されたゴールにむけた不断の努力が求められることになる。

わが国でも「親子が親子であり続けられる関係・形態の再構築・親子が安全かつ安心できる状態で互いを受け容れられるようになること・種々の援助を提供して、分離している子どもと家族との関係を再構築していく過程で、最適とされた統合形態（井戸 2004；犬塚 2004）」と広義にとらえる視点が示されているが、このような捉え方は、子どもの入所期間中のケアに関わる人たちからの実践報告に多く見られた。

たとえば、乳児院で FSW を務める窪田は、子どもが親を受け入れ乗り越えていくまでのプロセスを重視して次のように述べている。

冒頭に「家族再統合」という言葉に戸惑いを抱いたと書いた。しかし、人にとって家族は自身のアイデンティティーであり、失ってはいけないものもあると認識している。自己の親についてイメージを持ってないでいる子どもたちが、将来に「自己」をも見失ってしま

うケースも見ている。虐待を受けた子どもであれ、子ども自身が長い時間をかけて親を理解し踏み越えていくしかない。現実を現実として受け入れる作業をしてこそ生きていく力が生み出せるのだと思う。「家族再統合」という言葉は「一つ屋根に住む」ということだけをゴールとしているのではなく、子どもが親を認識するためお互いがよい関係でいられる距離を見つけることだと考えている。（窪田 2004：37）

児童養護施設長を務める菅原は、従来の養護事由とは異なる目的をもって施設に入所してくる高齢児の存在を挙げて、家族再統合が単純に家庭復帰だけを指していた時代とは異なる現状を次のように指摘する。

一般に、家族の再統合とは、家族が住む「家」に児童養護施設などの社会的養護施設から子どもが引き取られて家族と共に暮らすことと考えられる。

しかし、このところ小学高学年から中学生に、自分の生活を立て直したいと訴えて児童養護施設にやってくる子どもが増え始めている。光の子どもの家に 2000 年度から 2003 年度までの入所者 26 名中、小学 4 年以上が 11 名いるが、そのすべてがそうなのである。年齢が二桁になると自らの生き方を考えることが可能になり、自立に向かい自我を表現し始めると考えられる。したがって、家庭引き取りによる家族再統合の可能性は、経験的に入所後 2 年以内、子どもの年齢一桁が区切りであるといえる。

年齢が二桁になると、子どもが自立を果たした後、親たち家族と通常のかかわりを可能にすることも再統合の一つの形と考えなければ



ばならない。(菅原 2004 : 50)

同じく児童養護施設長を務める平田は、我々が素朴に過信しがちな家族イメージについて警鐘を鳴らし、その上で家族再統合は広義にとらえられるべきと指摘する。

再統合と一緒に暮らすことを意味するのであれば、家族の再統合はすべての虐待事例で最終目標にできるわけではない。いったんは家族の下に戻ったが、改めて施設を選んだ子どももいる。一緒に暮らすことは選ばなかったけれども親子の情愛を取り戻した父子もある。その家族ができることの中でその子どもが自分の存在を肯定して生きていくのに何が一番良いことなのかを子どもと一緒に考え、子どもが選ぶ手助けをしていくことが私たちの施設の役割だと考えている(平田 2004 : 38)

このような捉え方は、保護者の様子や子どもの成長をよく知る立場にあるからこそその現実的な着点であるのかもしれない。上述の実践レベルでの感覚的な「家族再統合」理解を、研究者の立場から定義を試みたものに、才村の下記の指摘がある。

いずれにしろ、援助が必要なのは、同居の有無を問わず、家族機能が不全状態にあるすべてのケースであることを強調しておきたい。

したがって、家族再統合に向けた援助の目標も、別居していた家族が再び同居を始めることにのみあるのではなく、同居している家族にあっても、家族としての機能不全に陥っている場合には、家族機能が再生され、家族成員間の緊密で安定した情緒的關係が構築または再構築されることにあるといえよう。

さらに、別居している家族にとって、最も望ましい家族再統合は、家族機能が再生され、家族がともに暮らしながら豊かで安定した家族生活を享受できることであることは言うまでもないが、たとえ家族が離れて生活していても、その構成員が互いに家族の一員としてのアイデンティティを持ち、互いにその存在を受容することにより、情緒的なつながりが再形成されるようになるならば、これも家族が再統合されたと考えることができるわけであり、このような状況を実現することも家族再統合の1つの目標といえるであろう。

しがたって、分離ケースにおける家族再統合には、完全な家庭復帰、週末や長期の休みに定期的に外泊するなどの部分的復帰、面会、外出、外泊、電話、手紙などを通じて、家族の一員としてのアイデンティティを確認・維持できる機会を保障するなど、さまざまな形態が考えられる。(才村 2005 : 273)

一方でアメリカではそれと同時に、「計画に基づいた援助過程」ということが強く意識される。施設養護に措置できる期間の制限がわが国以上に厳密であることもあり、親子分離直後から「家族再統合」に向けた計画的な親子の面会が開始される(棚瀬 2005 ; 原田 2006 ; 2008 ; 池谷 2009)。子どもの安全が確保されるよう最善の注意を払いながらではあるが、面会の計画と短期間ごとの達成目標は明確にされ、理由なく親子再統合へのステップが延期されることはない。この点は、施設入所後しばらくは親子の面会を制限し、子どもが施設生活に順応することを優先するわが国とは大きな違いである。家庭復帰までのプロセスを明確にし、時をおかずステップを進行させていくというアメリカの施策は、わが国の今後の「家族再統合」政策にとって示唆に富んでいる。もちろん

これは、効果の確認されている豊富なプログラムが前提である。一方で、短い期間を設けているために、もう少し時間をかければ「家庭復帰」できる可能性があるにも関わらず、里親委託の措置を取らざるを得ないなどの弊害も指摘されている(原田2006)。

以上、わが国でも Maluccio らの家族再統合定義のなかで親子の「最適なレベル」に着目し、最終的に目指されるゴールの多様性が意識されているものの、プロセスの側面についてはあいまいなままにされている点を指摘しておきたい。

### (3) 狭義の「家族再統合」概念

上述のように、わが国では、「家族再統合」の定義は何かと問えば、比較的広義にとらえる傾向にはある。ところが、実際に「家族再統合」を目的として行われる支援プログラムが具体的に掲げるゴールは、明確に「家庭復帰」である傾向も同時に生じている。

たとえば児童相談所では、保護者指導を行う立場から、「家族再統合」をあえて狭義にとらえる傾向がある。児童福祉施設の中に FSW が配置されたが、そのことによって児童相談所が家庭支援から退いたわけではない。むしろ児童相談所もまた、2004年の児童福祉法改正によってますます明確にその責務を負ったとも言えよう。

鈴木は「家庭復帰」に至るまでの事例を取り上げながら、親子分離を行う介入と、家族再統合支援というベクトルの異なる業務を担っている児童相談所ならではの支援の困難を次のように述べる。

児相は強制介入とその後の家族再統合に向けた支援の異なる2つの役割を求められるが、この2つが矛盾し、連続したものとしてつながっていかない現実に直面している。つまり、強制介入はときに保護者と児相の関係を

を対立的なものとしてしまう。対立しないまでも、保護者は児相の指導に受動的に従うだけで主体性をもって虐待を解決しようとする動機は乏しい。そして、児相職員は強制介入と家族再統合という矛盾する2つの役割、機能をになうなかでジレンマを覚える。(鈴木2007:79)

犬塚は、そのような児童相談所と保護者の対立関係があるからこそ、児童相談所は保護者に対して次のような提示をしなければならないと述べる。

虐待を認めることが困難な場合でも「何をしたら返してくれるのかを言ってほしい。子どもを取りあげただけで放置しているのはあまりにもひどい」と訴える親は多く、子どもを取り戻す手段としてならば、児童相談所の指導を受ける姿勢を示すことは多いという印象です。この時に、再統合に向けた治療プログラムを提供できないと、親の怒りは児童相談所に向かい続け、虐待への気づきを促すことは困難となります。児童相談所は親の怒りを受け止めるとともに、引き取りに向けての道筋を示し、親自身の課題や努力目標を明らかにし、必要な援助メニューを提示することが必要です。(犬塚2004:25)

全国の児童相談所が行っている家族再統合のためのプログラムを調査した才村らは、「家族再統合」を本来は幅広い意味があるとしながら、「本調査では『分離した家族が再び一緒に生活すること』と操作的に定義」(才村ほか2005)している。また犬塚も東京都の児童相談所が行っている実際の家族再統合支援を「虐待を受けて家族と別々に暮らしている子どもとその親、および分離後家庭に戻った子どもと一緒に暮らしている家族を対象

として、家族関係の（再）構築を目的に、親への治療的・教育的支援と親子関係修復のための治療・支援」（犬塚 2007：120）と紹介している。

他方、実証研究の立場からは、「家族再統合」を狭義にとらえたうえで、家庭復帰に向けた支援プログラムの開発がなされ、かつ問題点が指摘されている。たとえば大島らは、これまでの再統合支援が保護者側の準備だけを問題にしており、子どもにはケアプログラムしかなかったことを問題視している（大島ほか 2006）。岩田は、児童相談所で家庭復帰を判断するアセスメント尺度が使われ始めていることに対し、その妥当性が検討されていないと批判する。また家庭復帰させることばかりが目され、その後の「家庭復帰の維持」の重要性が認識されていないと主張している（岩田 2007）。加藤は分離から再統合までの一連の計画を立てるためのアセスメント指標が確立していないこと、また親支援のためのプログラム開発が急務であると指摘している（加藤 2004a；2004b）。河合らは、家族再統合支援の重要課題であるペアレント・トレーニングの導入が始まったばかりでまだ効果測定がなされていないことを指摘し、その測定試行を行っている（河合ほか 2007）。

また、海外の研究を紹介しながら、わが国の「家族再統合」の実践について論じる論者も存在している。たとえば桐野は、アメリカ連邦法である「養子縁組と児童福祉に関する法律」（the Adoption Assistance and Child Welfare Act）における「family reunification」や、国連「the Guidelines for the Alternative Care of Children」に明記された「family reintegration」が家庭復帰の意味に用いられていることを指摘している（桐野 2013）。イギリスでは、子どもと養育者の関係、および養育環境の持続性を重視し、長期に家庭外措置されることのないように、早期の家庭復帰か代替家庭への委託措置が決定される（Thoburn=

1998）が、桐野はわが国でも「家族再統合」をパーマネンシー・プランニングの中に位置づけるべきだと主張し、「家族再統合」の定義は広義には物理的に元の家庭に戻らない場合も含まれるが、「実践における用語としての定義は常に狭義の『子どもの家庭復帰』（桐野 2006）だとしている。本村と若井も、海外の実践を紹介しながら、わが国では支援プログラムや実践する人材にまだ課題があることを示している（本村 2001；若井 2005）。

#### （4）両者の差異

先述の広義の「家族再統合」概念が、もっぱら社会的養護の実践現場から言及されたのに対し、狭義の「家族再統合」が児童相談所や研究者の実証研究において言及されていたことは興味深い。このような差が生じた仮説として、次の2点が考えられる。1点目として、社会的養護の現場と、保護者支援プログラム開発を行う研究者との間に、「家族再統合」に対する理解の明確な差があるということである。入所児童とその保護者の置かれた困難な状況を間近に見ている児童養護施設では、家庭復帰だけがゴールではないということが実感として認識されている。児童相談所の職員にも保護者の置かれた困難な状況が把握されているが<sup>7)</sup>、本来的に保護者指導を行うべき立場の児童相談所およびそこで用いられる支援プログラムの研究者は、家庭復帰を目標としない保護者指導が想定しにくい。そのため自らの業務・研究目標を家庭復帰に求める傾向があると考えられる。また2点目に、1点目とも関連して、親子の関係を測定するアセスメント指標や保護者に対する支援プログラムは、ゴールを家庭復帰に限定するからこそ開発が可能だということが挙げられる。広義の「家族再統合」は理念としてはあり得るが、多様で流動的なゴールを取る家庭復帰以外の親子関

係の達成を目的としたプログラムは、ゴールと同様に多彩でなければならず、現実的に策定は困難であろう。そのため、児童相談所や保護者指導プログラムの開発を目的とした研究領域からは、どうしても狭義の「家族再統合」概念が操作的定義とならざるを得ないと考えられるのである。

### (5) 先行研究からみた「家族再統合」の定義

上述のように、わが国では「家族再統合」概念が家庭復帰に限定される狭義の理解と、家庭復帰に限らず親子の最適な関係を回復するという広義の理解とに大別される。しかし広義に理解される場合でも、Maluccioらの定義に含まれるプロセスとしての要素が欠落していたり、親子関係のアセスメント指標開発や支援プログラム開発が狭義の「家族再統合」のみを念頭に置いたものであるなど、わが国の「家族再統合」をめぐる議論はまだ十分に成熟したとはいえない状況である。

このような現状を踏まえ、本稿では社会的養護における「家族再統合」をさしあたり以下のように定義したい。

社会的養護における「家族再統合」とは、分離を経験した親子が、種々の援助の提供を受けて、再び親子としての関係を築く過程、およびその親子にとって最も適切な物理的・心理的距離を伴う関係を達成することである。

もちろん実際には、社会的養護の現場で用いられるアセスメント指標も、保護者支援プログラムも、家庭復帰を想定したものであることに変わりはない。しかしもっとも困難なケースを扱う社会的養護の現場だからこそ、「家庭復帰」には矮小化されない「家族再統合」理解があると考えられる。したがって、社会的養護の現場で実際どのような「家族再統合」の実現が目指されているの

かを検討する際に、ここを基点に考えていく必要があるだろう。

## 3. 社会的養護の現場で「家族再統合」を重視する意義

### (1) 「家族再統合」へのまなざし

上述のように、わが国ではいまだ「家族再統合」をめぐる狭義の理解と広義の理解が混在している。とくに理念としては広義にとらえる傾向があるものの、実際に保護者への指導を行う行政機関である児童相談所が想定する目標は狭義の「家族再統合」である。また児童相談所の取り組みや「家族再統合」の可能性を測定する研究、具体的な保護者支援プログラムの開発が操作的概念として想定しているのも家庭復帰であった。そのため、それぞれの親子にとって最適な距離を見出すことという理解は理想として支持されながらも、実際のプログラム開発においては支援目標にしにくいという限界があった。ともあれ、「家族再統合」が児童福祉政策の中に位置づけられ、今後さらにプログラム開発・評価研究と実践が期待されることは間違いのないだろう。

だが、このような近年の「家族再統合」ブームに対して、社会的養護の現場からはある種の冷静な視線が向けられていることもまた事実である。たとえば児童養護施設長を務める平田は次のように述べる。

日々被虐待児とともに過ごしている現場の感覚からすれば、児童虐待の対応の最終ゴールを「家族の再統合」とすることには不登校の治療目標を再登校にするような違和感がある。児童虐待が大きな社会問題として取りあげられるようになってから発見、保護、治療と対応策の範囲は少しずつ広がってきた。「治療を受けている子どもを早期に発見して



保護し、治療して家族のもとに帰す」ということが現時点における一連の対応策になっている。しかし帰す先の家族の実態がどうなっているかをきちんと考えてみなくてはならない。当事者の誰もが「家族」という幻想に振り回されてしまう危険性がある。(平田 2004 : 38)

また同じく児童養護施設長の伊達は、社会的養護政策の転換を次のように批判する。

子どもの保護は家族分離でもある。そこでこの「負」の意味合いを打ち消すために、家族再統合ということが叫ばれるようになるが、私は、この状況を少しいぶかしく思っている。家族再統合は、親の失調、親子関係の不全、子どものつまずきや外傷から、その回復や発達に向かっていく複雑な過程であって、そうしたことがよく見えてこないからである。

またどれだけ家族再統合に努力しても、それが叶わないというケースが存在するということである。親の死別や失踪といった極端な場合を除いても、こうした事例は必ず出てくることになるので、児童養護施設から、このための家庭代替という役割を外すことはできない。家族再統合を掲げるだけでは、こうしたケースに対応できないことになるだろう。

そして家族再統合が、児童養護施設の「回転率」を速くするために叫ばれているのではないか、という懸念もある。子ども虐待問題の増加に連動して児童養護施設が「満杯状態」となり、保護しなければならない子どもの受け皿が不足してきた。家庭においたまま万一のことがあれば、すぐに責任追及につながりかねないご時世である。このため、保護に支

障がでてくる状態の改善は、急務となってくるからである。しかしこれでは、ますます子どもの保護に収斂していだけで、ケアから遠のいていくことになるだろう。(伊達 2004 : 26)

ここには、ともすると家庭支援専門相談員制度化以前から家族支援に長年尽力してきた者ならではの自負があり、今頃になって殊更に取り上げるほどのことでもないというような意識があるのかもしれない。早期に家庭復帰を行って再措置になった過去の事例から得た教訓、あるいは施設の「回転率」を上げようとする行政への不信もあるだろう。経験に裏打ちされた勘は、必ずしも非科学的と切り捨てられるものではない。しかし、入所児童の質や背景にある家族の抱えている課題は時代とともに変化するものである。家族そのものも変化を続けている。

## (2) なぜ家族再統合なのか？

それではなぜ今「家族再統合」なのだろうか。そこには我々の社会の持つ根強い家族への期待が感じられる。野々山は、我々の社会が持つ家族への期待と、それが叶えられないときの社会の側の受け止めに次のように述べる。

現代家族の多様化は、もはや自明になってきているのに、なぜそれが見えないままでいるのか。それは夫婦の固定的な性別役割分業を前提にした核家族を家族形態の理念型と見なし、家族形態における核家族化を家族の近代化とし、いぜんとして夢を託しつづけているからである。そのかぎりにおいて現代家族の変動を家族の危機とみなす結果になってしまっている。(野々山 1992 : 3)

今日の児童家庭福祉政策の根底にも、あたかも「あるべき家族像」があり、一時的に機能を阻害されている家族も、なんらかの支援によって本来の姿を取り戻せるのではないかと期待されているかのようである。そのような家族機能の回復が望めないまでも、親子間の接触を絶やさないことで、「家族的な」暖かさ、感情の交流を維持できるという期待は社会的養護の現場にも根強い。後者は必ずしも「あるべき家族像」が取り戻せないことを受け入れたより現実的な視点ではあるが、しかし理想的な家族が持っている多様な要素のうち、感情の交流という一要素は維持したいという点で、やはり家族への期待は高いと考えられるのである。

しかしながら「あるべき家族像」という概念は、政策が依拠するモデルとするには極めてあいまいな概念である。家族社会学の分野では、もはや「家族とは何か」を問うことは不可能になったと考えられているという（上野 2009）。そうではなく、「人々は、何を家族だと考えているか」を問わなければならないほどに、家族そのものが多様化しているからである。Gubrium と Holstein は「The Family」と呼ばれるものを、様々な場面における家族に関する記述の詳細な分析から脱構築してみせた。

私たちが各章で紹介してきた様々な記述という行為は、家族的なものが、観念であると同時に具体的な実態であることを示していると思われる。行為が、観念と「もの」とを統合するのである。だから、記述という行いに着目することが、私たちの問いに答える足がかりになるだろう。家族は記述という行為の一対象であり、したがって単なる「もの」やきずなの客観的なセットではないし、単なる社会関係の質についての観念でもない。それは、

経験を材料にして、解釈を通じて組み立てられた一つの対象（客体）である。家族的なものを記述する中で、私たちは、それに関わる当事者たちは、事実上、自分たちの社会関係についての日常的な認識に依拠して解釈作業をしているのだということを見出す。彼らは、その事柄についてさらに深く考えなければならなくなる時が来るまでは、そうした日常的な常識を程度の差こそあれ決定的なものだと見なしている。彼らの作業は絶え間のない定義の過程ではなく、むしろ、状況によってパターン化されているもののようにみえる。彼らの家族のきずなをめぐって、自明視されていた理解に挑戦するような事態が起こる。すると、そうした事態によって、私たちが「家族プロジェクト」と呼ぶものが発動されることになる。家族的なものの記述に関わる人たちは、たしかに、社会的構築の実践者である。しかし、彼らの作業は、夕食のテーブル、街頭、病院のなか、治療センター、カウンセリング機関、家庭裁判所といった、それが行われる場所での記述をめぐる諸条件に明らかに制約される。（Gubrium and Holstein=1997：319-320）

また、Gubrium と Holstein が実態としての家族はそれを認識する視点と切り離しては考えられないと指摘するように、ひとつの家族であっても、それに何を見るかということによって異なるだろう。社会的養護に措置された子どもの家族を考えたとき、子どもが期待する保護者の姿、施設職員が見ている家族の姿、行政や社会一般が求める家族の姿、地域社会が見ている家族の姿は、決して同一ではない。誰もが家族のある側面しか見ていないために起こり得るそのような家族像の不一致は、それ

それぞれがそのような側面を家族に期待するために生じているように思われる。「あるべき家族像」や「The Family」は、誰がその家族を見ているのかという視点の差による像のずれを想定しないという意味で、我々が「家族」と聞いて一般的に想像する姿であるかもしれない。だが、我々が日々具体的に経験し実践する家族は、決して「あるべき家族像」ではない。とくに、虐待家庭のような社会的養護を必要とする家族は、婚姻関係の緩さを含めて様々な意味で生活基盤が脆弱であることはよく知られており（大澤 2008）、「あるべき家族像」とは大きく異なっている。

それではなぜ、我々の社会はそれでも家族に期待するのだろうか。それは家族の変化、家族の危機、家族の崩壊が問題視されていてもなお、我々には家族に代わるもの、家族のオルタナティブが未だ見つかっていないから、と答えるほかあるまい。そうであれば、児童福祉政策が対象とする家族は「あるべき家族像」などではなく、Gubrium と Holstein が「Family」と呼んだところのものであるという出発点に立たなければならないのではないか。それはあらゆるケースにおいて、「この家族にとって家族再統合とはなにか？」が個別に問われるということであり、その際の「家族」が誰の目から見た家族であるのかに注意が払われなければならないということである。そのうえでなお、個別具体的な家族再統合を超えて、もっとも深刻な課題を抱える家族に共通する「家族再統合」概念が存在すると考える。その一つのアプローチとして、分離された親子が必ずしも同居を果たせないことも、家庭復帰だけが親子にとってもっとも幸福なゴールとは限らないことも知り尽くしている社会的養護の現場職員の、現実認識と実際の業務と信念から再構築する方法があるのではなからうか。

#### 4. おわりに

本稿では児童虐待相談件数の急増と施設型の社会的養護に措置される児童の増加を背景に、児童家庭福祉の分野で支援目標とされる「家族再統合」とは何かを整理した。とくに親子分離というもっとも困難な事例を扱う社会的養護の現場では、「家族再統合」を「家庭復帰」には矮小化させず、広義に理解しながら個別性を尊重していることが推察された。一度崩壊しかけた親子をもう一度親子たらしめることの困難性をよく認識している現場で「家族再統合」を重視するのは、我々の社会が家族に代わるものを見いだせていないからだと考えられる。個別具体的な家族を支援しながら、なお個別性を超えた「家族再統合」概念の検討が不可欠だが、それについては稿を改めて論じたい。

#### 註

- 1) ただし、明治期から戦前にかけての児童虐待は貧困による児童労働・児童酷使を指すと思われているが、吉見はこの時期にあっても現代の児童虐待の定義に当てはまる虐待の4類型で現象を捉える視点があったことを指摘している（吉見 2012）。
- 2) 1973 年前後に全国のターミナル駅のコインロッカーに新生児が遺棄され死亡する事件が複数発生したことから、乳児虐待死・遺棄事件の総称となった。
- 3) 1989 年度の相談対応件数は 1101 件であったが、児童虐待防止法が施行された 2004 年度には 33,408 件、直近の 2013 年度は 73,765 件となり、統計を取り始めた年と比較して 60 倍を超えている。とくに近年はネグレクトや心理的虐待の認知の拡大による通告が急増しているとみられる。
- 4) 家庭支援専門相談員は入所児童の早期家庭復帰等を支援するための体制を強化する目的で 1999 年にまず乳児院に導入され、その後 2004 年に児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治

療施設に拡大導入された。2012年の厚生労働省通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（雇児発 0405 第 11 号）」により資格要件が初めて明記された。

- 5) たとえば大阪府では、児童虐待からの家族回復支援を「家族再統合支援事業」として事業化しているが、ここでは児童虐待を行った子どもが在宅のまま支援を受ける保護者と、親子分離中の保護者を共に対象にしており、両者を区別していない。ただし、これは稀な例であり、一般に「家族再統合」という場合は親子分離中の親子を対象にしていることが多い。
- 6) 原文は Maluccio 他 (1993) によるが、訳語はトムソン (トムソン 2005;2006) で翻訳引用された日本語訳を用いた。
- 7) 例えば川松は児童福祉司の立場から、虐待親のおかれた困難な状況の改善なしに虐待問題の解決が望めないことを指摘している (川松 2008)。

## 【文献】

- 伊達直利 (2004) 「児童養護施設における家庭復帰の現状と家族再統合の取り組み」『世界の児童と母性』 57, 26-29
- Gubrium, J.F・Holstein, J.A (1990) *What Is Family?* Mayfield Pub.co (=1997, 中河伸俊ほか訳『家族とは何か—その言説と現実』新曜社)
- 原田綾子 (2006) 「アメリカにおける家族再統合の取り組み」『世界の児童と母性』 57, 62-64
- 原田綾子 (2008) 『「虐待大国」アメリカの苦闘—児童虐待防止への取り組みと家族福祉政策』ミネルヴァ書房
- 畠山由佳子 (2007) 「家族維持を目的とした「正当な努力 (reasonable effort)」に対する一考察—アメリカ・イリノイ州でのインタビュー調査結果を通して—」『子どもの虐待とネグレクト』 9 (1), 7-15
- 平田美音 (2004) 「思春期児童と家族の再統合」『世界の児童と母性』 57, 38-41
- 井戸崇 (2004) 「児童相談所における家族再統合の取り組み—心理判定員の立場から—」『世界の児童と母性』 57, 30-33
- 池谷和子 (2009) 『アメリカ児童虐待防止法制度の研究』樹芸書房
- 犬塚峰子 (2004) 「家族再統合—児童相談所の取り組み—」『発達』 25 (100), 24-30
- 犬塚峰子 (2007) 「地域連携システムの可能性と問題点—児童相談所における家族再統合支援の観点から—」『児童青年精神医学とその近接領域』 48 (3), 118-125
- 岩田充宏 (2007) 「家族再統合のアセスメント尺度の開発に関する探索的研究 (2) —一時保護所入所児童の家庭環境、親、子どもの要因の傾向と家庭復帰維持率の関連について—」『子どもの虐待とネグレクト』 9 (1), 37-45
- 菅野恵・安達祐美・渡部暁恵ほか (2008) 「児童養護施設における児童と家族の関係調整に関する質的研究—施設職員の役割に着目して—」『帝京大学心理学紀要』 12, 91-105
- 加藤曜子 (2004a) 「虐待する親へのケア—家族支援・家族再統合プログラムの必要性—」『教育と医学』 52 (10), 944-951
- 加藤曜子 (2004b) 「家族分離と再統合のためのアセスメント」『世界の児童と母性』 57, 22-25
- 河合直樹・野口啓示 (2007) 「ペアレント・トレーニングを用いた家族再統合への援助—効果測定の実験—」『子どもの虐待とネグレクト』 9 (3), 373-383
- 川松亮 (2008) 「児童相談所から見る子どもの虐待と貧困 虐待のハイリスク要因としての貧困」浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編『子どもの貧困 子



- ども時代のしあわせ平等のために』明石書店、84-111
- 桐野由美子 (2006) 「児童虐待における家族再統合」『児童青年精神医学とその近接領域』47 (5), 396-399
- 桐野由美子 (2013) 「親子分離後の家族再統合 (家庭復帰) に向けた親支援を考える: アメリカ・国連のパーマネンシー・プランニングを枠組としたシステムを参考に」『子どもの虐待とネグレクト』15 (3), 287-294
- 窪田道子 (2004) 「乳児院における家族再統合の取り組み—実践例を通して」『世界の児童と母性』57, 34-37
- Maluccio, A, Warsh, R and Pine, B (1993) Family Reunification: An Overview *TOGETHER AGAIN - FAMILY REUNIFICATION IN FOSETER CARE* Child Welfare Reague of America Washington, DC, 3-20
- 本村真 (2001) 「今後の日本における里親制度推進の条件—日本の現状とカリフォルニア州における家族再統合サービスとの比較を通して」『人間科学』(琉球大学) 7, 43-72
- 野々山久也編著 (1992) 『家族福祉の視点—多様化するライフスタイルを生きる』ミネルヴァ書房
- 大澤朋子 (2008) 「「虐待認識」の視点から見た児童虐待対策の課題: 普遍的な子育て支援を目指して」『社会福祉』(日本女子大学) 48, 21-33
- 大島剛・菅野道英・小川素子 (2006) 「一時保護中の被虐待児童と親の面会に関する調査研究—児童心理司 (心理判定員) からみた子ども側の判断基準」『神戸親和女子大学大学院研究紀要』(神戸女子大学) 2, 1-9
- 才村純 (2005) 『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣
- 才村純・渋谷昌史・柏女靈峰ほか (2005) 「虐待対応に係る児童相談所の業務分析に関する研究 児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究要因との相関関係等に関する実証研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』42, 147-175
- 澁谷昌史 (2002) 「家族保全の研究 I—文献を通じた家族保全概念の考察—」『日本子ども家庭総合研究所紀要』39, 283-289
- 菅原哲男 (2004) 「虐待を被けた子どもと家族の再統合をめぐる一親の願い、子どもの願い、そして…」『世界の児童と母性』57, 50-53
- 鈴木浩之 (2007) 「子ども虐待」への保護者参加型支援モデルの構築を目指して: 児童相談所における家族再統合についての取り組み」『社会福祉学』48 (3), 79-93
- 田間泰子 (2001) 『母性愛という制度—子殺しと中絶のポリティクス』勁草書房
- 棚瀬一代 (2005) 「米国における児童虐待と家族再統合の試み」『法律時報』77 (3), 91-95
- Thoburn, June (1994) *CHILD PLACEMENT: Principles and Practice* (=1998, 平田美智子・鈴木真理子訳『児童福祉のパーマネンシー—ケースマネジメントの理論と実践』筒井書房)
- トムソン, スティーヴン (2005) 「児童養護施設における家族再統合: アメリカでの家族再統合の理念と欧米の実践経験や研究に基づく実践原則」『横浜女子短期大学紀要』(横浜女子短期大学) 20, 9-24
- トムソン, スティーヴン (2006) 「児童養護施設における家族再統合の実践: ケースの検討」『横浜女子短期大学紀要』(横浜女子短期大学) 21, 35-46
- 上野千鶴子 (2009) 「家族の臨界—ケアの分配公正をめぐる」牟田和恵編『家族を超える社会学—新たな生の基盤を求めて』新曜社, 2-26
- 若井和子 (2005) 「乳児虐待の早期発見と社会資源活用: 再統合に向けた支援体制の組織化」『川崎医療福祉学会誌』(川崎医療福祉大学) 14 (2), 287-296
- 吉見香 (2012) 「戦前の日本の児童虐待に関する研究」『教育福祉研究』18, 53-64

